

〈記載要領〉

●（共通）

本書式は、鹿児島県土木部監理課及び出納局管財課の入札参加資格審査において、地方税法及び各市町村の条例に従い、給与所得者に係る個人住民税の特別徴収を実施していることを確認するために提出していただく書類です。

1 〈領収証書の写し貼付〉の場合

個人住民税の特別徴収を実施している事業所であり、市町村から発送される所定の様式で納入されている場合は、直近の特別徴収に係る領収証書の写しを貼り付けてください。

※ 最近のいずれか1か月分で構いません。

※ 1に該当する場合は、市町村での確認は不要です。

(1) ここでの特別徴収に係る領収証書とは、市町村から発送される納入書と一緒に綴られている領収証書（総務省施行規則第5号の15様式）のことをいいます。

領収証書見本 （特別徴収義務者の記載があります。）

鹿児島市		個人市県民税 領収証書	
市区町村コード	口座番号	加入者名	
462012	02070-6-960001	鹿児島市会計管理者	
平成 年 月 分	指定番号	納入金額(1)	
		***** 円	
納入金額を(2)の枠内に記入してください。	給与分 (一括徴収含む)	千 百 十 万 千 百 十 円	
納入金額(1)の欄には記入しないでください。	退職所得分		
納期限 平成 年 月 日	金延滞金		
	督促手数料		
	(2) 合計額		
(特別徴収義務者) 住所は地名は称 氏名又は名称		領収日付印	
上記のとおり領収しました。		(納入者保管)	

個人市町村民税 個人道府県民税 領収証書	
市区町村コード	
口座番号	加入者名
	指定番号
納入金額	給与分 (一括徴収含む)
	退職所得分
	金延滞金
	督促手数料
	合計額
納期限	
(特別徴収義務者) 住所は地名は称 氏名又は名称	領収日付印
上記のとおり領収しました。	(納入者保管)

(2) 鹿児島県内の主たる事務所等の所在地の市町村の領収証書の写しを貼り付けてください。

(3) 主たる事務所等の所在地の市町村に居住する従業員等がない場合は、従業員等が最も多く居住する鹿児島県内の市町村の領収証書の写しを貼り付けてください。

なお、従業員等が居住する全ての市町村の領収証書を貼り付ける必要はありません。

2 〈県外事業所で鹿児島県内に事業所がなく居住する従業員等もない場合〉

鹿児島県内に事業所（支店、営業所等を含む。）がなく、かつ、鹿児島県内に居住する従業員等がない場合は、該当項目のチェック欄にチェックを記入してください。※市町村での確認は不要

3 〈特別徴収の実施確認〉を市町村で行う場合

市町村から発送される所定の様式の領収証書の写しが添付できない場合（以下の場合等）については、市町村の住民税担当課窓口で確認を受けてください。

※ 想定される状況

- ・ 地方税納付代行サービスを利用して納税している場合
- ・ 督促状によって納税した場合
- ・ 市町村の窓口等で、所定の納入書以外の納付書で納税した場合
- ・ 特別徴収の手続きは行ったが、納入開始前の場合や納入すべき個人住民税が発生しなかった場合
- ・ 滞納処分によって徴収が行われた場合

- (1) 鹿児島県内の主たる事務所等の所在地の市町村で確認印を受けてください。
- (2) 主たる事務所等の所在地に居住する従業員等がない場合は、従業員等が最も多く居住する鹿児島県内の市町村で確認印を受けてください。

なお、従業員等が居住する全ての市町村で確認印を受ける必要はありません。

- (3) 鹿児島県内に事業所（支店、営業所等を含む。）がなく、かつ、鹿児島県内に居住する従業員等がない場合は、2のチェック欄に該当となり、市町村での確認は不要です。

4 〈特別徴収義務がない場合〉

所得税法第184条に規定する「常時二人以下の家事使用人のみに対し給与等の支払をする者」であり、所得税の源泉徴収義務がない事業所である場合等については、個人住民税の特別徴収義務がない事業所として証明することになります。

※ 確定申告書に添付する「収支内訳書」の写し又は青色申告決算書の写し（いずれかの書類の「給料賃金の内訳」部分を確認します。）

- (1) 鹿児島県内の主たる事務所等の所在地の市町村で確認印を受けてください。
- (2) 主たる事務所等の所在地に居住する従業員等がない場合は、従業員等が最も多く居住する鹿児島県内の市町村で確認印を受けてください。

なお、従業員等が居住する全ての市町村で確認印を受ける必要はありません。

- (3) 鹿児島県内に事業所（支店、営業所等を含む。）がなく、かつ、鹿児島県内に居住する従業員等がない場合は、2のチェック欄に該当となり、市町村での確認は不要です。

5 〈特別徴収義務があるが実施していない場合〉

この誓約は、現在、特別徴収義務がありながら実施していない事業所で、普通徴収から特別徴収への切替えが間に合わない等、真にやむを得ない場合に使用するものです。

なお、誓約による申請は、1回だけの特別措置です。次回の入札参加資格申請時に特別徴収義務がありながら実施していない場合は、申請することができません。

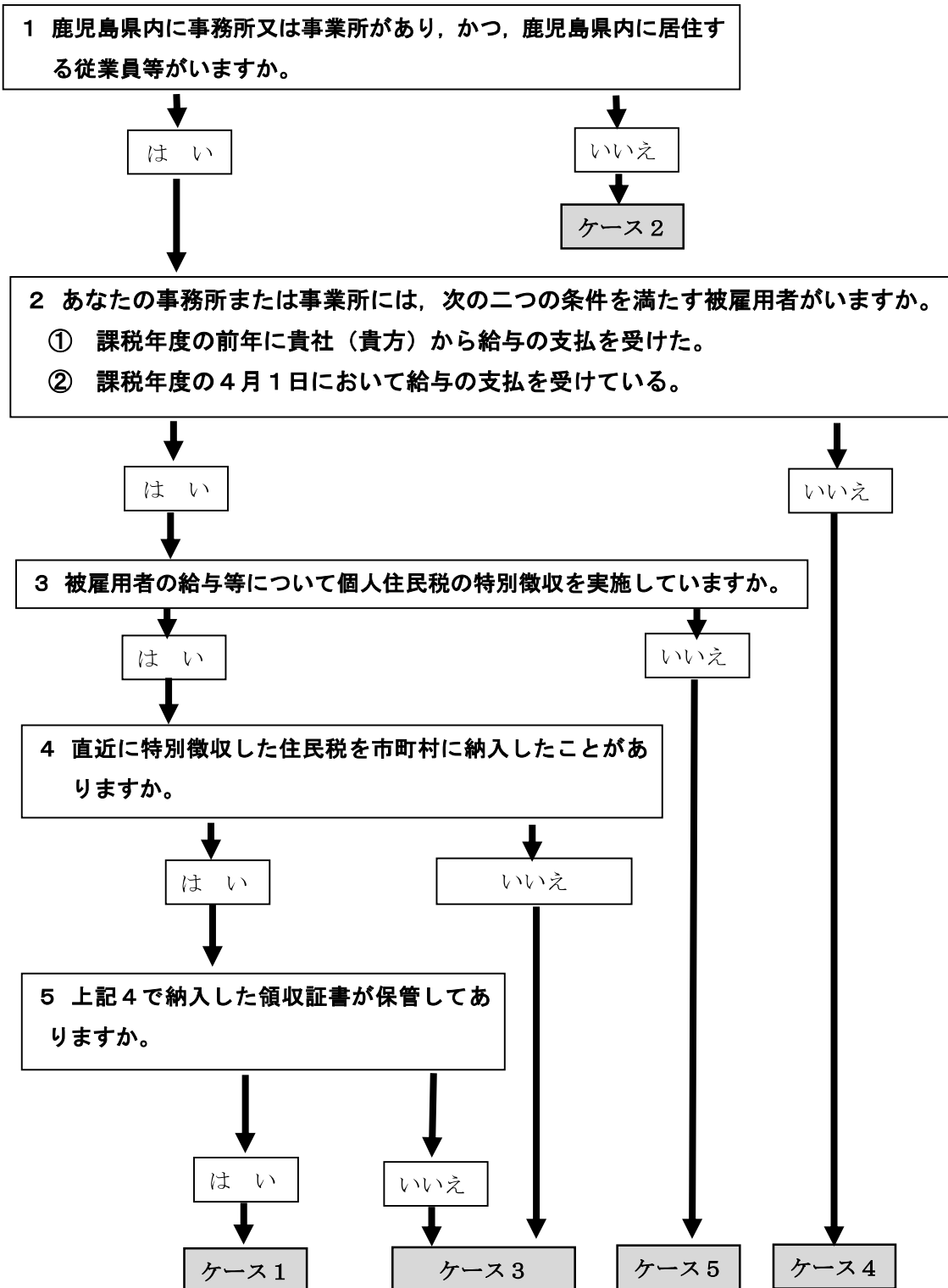
- (1) 鹿児島県内の主たる事務所等の所在地の市町村で誓約の確認印を受けてください。
- (2) 主たる事務所等の所在地に居住する従業員等がない場合は、従業員等が最も多く居住する鹿児島県内の市町村で誓約の確認印を受けてください。

なお、従業員等が居住する全ての市町村で誓約の確認印を受ける必要はありません。

- (3) 鹿児島県内に事業所（支店、営業所等を含む。）がなく、かつ、鹿児島県内に居住する従業員等がない場合は、2のチェック欄に該当となり、市町村での確認は不要です。

個人住民税に係る特別徴収実施確認・開始誓約書 フロー図

- 手順 1 あなたがどのケースに該当するか、下記のフロー図により判断してください。
- 手順 2 どのケースに該当するか判断できたら「個人住民税に係る特別徴収実施確認・開始誓約書」のケースにチェックを記入し、それぞれの書類等を準備してください。
- ケース 3 から 5 までの場合は市町村からの確認印が必要になります。



*各ケースの詳しい説明は次のとおりです。

ケース 1

- あなたは、既に特別徴収を実施しており、直近の領収証書も保管されています。
- 1 〈領収証書の写しを貼付〉にチェックして、下記領収証書の写しを貼付した「個人住民税に係る特別徴収実施確認・開始誓約書」を添付し、入札参加資格審査申請をしてください。
この場合、市町村での確認は不要です。
- ※貼付すべき領収証書（写）は以下のとおりです。
- ① 県内の主たる事務所又は事業所所在地の市町村の領収証書

ケース 2

- あなたは、県外事業者で、鹿児島県内に事業所がなく居住する従業員等もいません。
- 2 〈県外事業所で鹿児島県内に事業所がなく居住する従業員等もない場合〉にチェックした「個人住民税に係る特別徴収実施確認・開始誓約書」を添付して、入札参加資格審査申請をしてください。この場合、市町村での確認は不要です。

ケース 3

- あなたは、既に特別徴収を実施しておりますが、直近の領収証書がありません。
- 3 〈特別徴収の実施確認〉にチェックして、市町村の住民税担当課窓口に出し、「既に特別徴収を実施していること」について確認を受けてください。
- ※確認を受けるべき市町村は以下のとおりです。
- ① 県内の主たる事務所又は事業所所在地の市町村の住民税担当課
- ② ①がない場合には、従業員等が最も多く居住する市町村の住民税担当課
- 確認を受けた「個人住民税に係る特別徴収実施確認・開始誓約書」を添付して、入札参加資格審査申請をしてください。

ケース 4

- あなたは、特別徴収を行っていただく必要はありません。
- 4 〈特別徴収義務がない場合〉にチェックして、市町村の住民税担当課窓口に出し、「特別徴収義務がないこと」の確認を受けてください。
- ※確認を受けるべき市町村はケース 3 と同じです。
- 確認を受けた「個人住民税に係る特別徴収実施確認・開始誓約書」を添付して、入札参加資格申請をしてください。

ケース 5

- あなたは、特別徴収を行っていただく必要があります。
- 5 〈特別徴収義務があるが実施していない場合〉にチェックして、市町村の住民税担当課窓口に出し、遅くとも当該申請を行う日の属する年度の翌年度課税に係る個人住民税から特別徴収を開始する「誓約」をし、その確認を受けてください。
- ※確認を受けるべき市町村はケース 3 と同じです。
- ※個人事業主については、確定申告書に添付する「収支内訳書」の写し又は「青色申告決算書」の写しを持参してください。
- 確認を受けた「個人住民税に係る特別徴収実施確認・開始誓約書」を添付して、入札参加資格申請をしてください。